

香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則及び狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第67号

香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則及び狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

(香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則(平成4年香川県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(借用証書の提出)</p> <p>第8条 修学生(条例第5条第1項の修学生をいう。以下同じ。)は、修学資金の貸付けを受けたときは、修学資金借用証書(第3号様式)に<u>知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第17条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けについて必要な事項は、<u>知事が定める。</u></p>	<p>(借用証書の提出)</p> <p>第8条 修学生(条例第5条第1項の修学生をいう。以下同じ。)は、修学資金の貸付けを受けたときは、修学資金借用証書(第3号様式)を<u>知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第17条 略</p>

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第3号様式（第8条関係）

修学資金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

修学生
氏名
連帯保証人
氏名 ㊟
連帯保証人
氏名 ㊟

香川県獣医学生修学資金貸付条例の規定により、次のとおり香川県獣医学生修学資金を借用しました。

金 額	円
貸付けを受けた修学資金	年 月分から 年 月分まで

- 備考1 修学資金の貸付けを受けたときにその都度提出すること。
2 修学生及び連帯保証人の氏名は、自署すること。
3 連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付すること。

第3号様式（第8条関係）

修学資金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

修学生
氏名 ㊟
連帯保証人
氏名 ㊟
連帯保証人
氏名 ㊟

香川県獣医学生修学資金貸付条例の規定により、次のとおり香川県獣医学生修学資金を借用しました。

金 額	円
貸付けを受けた修学資金	年 月分から 年 月分まで

備考 修学資金の貸付けを受けたときにその都度提出すること。

第4号様式及び第5号様式中「㊟」を削る。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第2条 狂犬病予防法施行細則（平成15年香川県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式中「㊟」を削る。

附 則

- この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。